平成２３年（フ）第６７号
静岡県沼津市東原145番地の１　エルディム堤下Ａ101、前住所静岡県富士市岩本581番地の24
債務者　小野田哲也
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１６号
京都市伏見区久我東町210番地１　久我の杜住宅307号
債務者　比嘉　和美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９１号
京都府宇治市五ケ庄大林２番地の31
債務者　岡林　惠一
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２９２号
京都市左京区黒谷町30番地の６　西村方
債務者　西村　千裕（債務発生時の姓藤本）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２９５号
京都市東山区大和大路通三条下る２丁目新五軒町194番地
債務者　トコマル理容室こと　佐々木友彦
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
京都市東山区大和大路通三条下る２丁目新五軒町194番地
債務者　佐々木節恵
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３号
京都府福知山市大江町上野610番地の25
債務者　北田　森人
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第１９２８号
堺市南区御池台４丁24番100号
債務者　中谷　純一
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９３３号
大阪府羽曳野市野492番地の５　403
債務者　木村　恭徳
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
大阪府河内長野市千代田南町１番30―203号
債務者　小林　淳美（旧姓後根）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
大阪府柏原市清州２丁目３番４号、前住所大阪府柏原市大県１丁目９番17―103号
債務者　上田　眞弓
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
堺市堺区北向陽町１丁１番29号
債務者　村　　広子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
堺市南区宮山台１丁６番３―109号
債務者　市原　　実
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
大阪府河内長野市本町２番５号
債務者　安里　幸秀
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
大阪府河内長野市本町２番５号
債務者　安里ヒトミ
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
堺市西区神野町３丁５番４―102号
債務者　谷　　早織
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
大阪府羽曳野市南恵我之荘５丁目22番３号
債務者　貴田マキヱ
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
大阪府羽曳野市島泉６丁目14番14号　コートグランメールＡ101号室、住民票上の住所大阪府松原市天美東６丁目２番３号
債務者　田尻　誠吾
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係